

令和5年度

第11回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和6年2月20日（火）午後3時00分～午後4時40分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 15)岸本 光
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
欠席委員 14)中山 喜作
5. 議事録署名委員 2)柴崎 彰孝 15)岸本 光
6. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第56号議案	農地法第3条の規定による許可について	8件
第57号議案	農地法第4条の規定による許可について	1件
第58号議案	農地法第5条の規定による許可について	4件
第59号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第60号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について	2件
第61号議案	農業経営改善計画に関する意見について	2件
第62号議案	加東市地域計画に関する意見について	7件
第63号議案	農用地利用集積計画の決定について	43件
第64号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	29件
 - 5) 報 告

報告第21号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	3件
報告第22号	農地の貸借の合意解約通知について	22件
報告第22号	公共事業等による農地の転用について	1件

- 6) そ の 他
7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第11回加東市農業委員会総会2月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は14名で、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、中山委員は欠席の連絡がありました。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
議 長	それではただいまから、令和5年度第11回総会2月定例会を開催いたします。 本日の現地調査をしていただいた谷口委員、長谷川委員、村上推進委員、田中推進委員、吉田推進委員ありがとうございます。のちほど報告をよろしくお願いします。 議事録署名委員に2番の柴崎委員と15番の岸本委員を指名します それでは、議案の審議に入ります。 第56号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第56号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、譲渡人は農地を相続しましたが、営農経験がなく管理できないので離農するため譲渡先を探したところ、譲受人と話がまとまったので申請されました。なお、譲受人の所有地に未届の農業用倉庫があったので、今回併せて届出をされています。その他の農地は適正に管理されています。 番号2、譲渡人は遠方に住んでおり、農地を管理できないため売却先を探していたところ、譲受人と話がまとまったので申請されました。譲受人は必要な農機具を所有しており、農地を適正に管理されています。 番号3、譲受人は、申請地が自宅のそばで大変便利なため、兄から譲り受けることになり申請されました。譲受人は他に農地を持っていないので、申請地で自家用野菜を栽培される計画です。 番号4、譲渡人は、所有する農地が申請地だけなので、高齢で耕作

	が困難になってきたのを機に、譲受人に売却することになり申請されました。譲受人は担い手として経営規模拡大を進めている農家で、必要な農機具も所有しておられます。 番号 5、譲渡人は農地を相続しましたが、営農経験がなく管理できないため、以前から耕作を頼んでいた親族に譲渡することになり申請されました。譲受人は必要な農機具を所有しており、農地を適正に管理されています。 番号 6、譲渡人は農地を相続しましたが、遠方で管理できないので譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまったので申請されました。譲受人は現在***に居住しており、自家用の家庭菜園として利用する計画です。 番号 7、譲渡人は農地を相続しましたが、遠方で管理できないので、隣の宅地や家とともに売却先を探していたところ、子供が***に通うため、学校付近の住居を探していた譲受人と話がまとまったので申請されました。譲受人の国籍は***で、在留資格は「経営・管理」、化粧品卸業を経営されており、在留期間は 3 年間ですが、その都度更新されて既に 15 年間日本に住んでおられます。申請地では、自家用の畑として野菜を栽培される計画です。 番号 8、譲渡人は、夫が亡くなって農地を相続しましたが、自分では管理できないので、隣接地を耕作する譲受人に売却を申し入れ話がまとまったので申請されました。なお、譲受人の所有地に非農地化した農地があったので、併せて非農地申請もされています。その他の農地は適正に管理されています。 以上 8 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 56 号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第56号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第56号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして第57号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局	～第 57 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は、***の南西約120mにあり、現場は畑でありました。
議 長	ありがとうございました。次に内容説明をお願いします。
事務局	番号1、申請人は、自分が経営する会社の事務所用に自宅の駐車場を使っていましたが、家族の車が増えて駐車場が足りなくなったので、事務所の向いにある自己所有農地を会社用の駐車場に転用することを計画されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、住宅が連坦する区域にあるため第3種農地に該当すると考えます。土地改良区は決済済みです。この転用申請につきましては、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第57号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第57号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第58号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第58号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号1は、***の南西約400mにあり、現場は畑でありました。 番号2は、***の西側に隣接し、現場は畑でありました。

議 長 事務局	番号3は、***の西約100mにあり、現場は田でありました。 番号4は、***の南東約70mにあり、現場は畑でありました。 ありがとうございました。内容説明をお願いします。 番号1、譲受人は現在アパート暮らしですが、家族が増えて手狭になったので、実家のそばに家を建てるため申請されました。なお、住宅は妻と共有名義で建てますが、土地は自分名義で父から贈与を受けるということです。申請地は農業振興地域の農用地外で、集落に近接し農地の集団規模が10ha未満のため第2種農地に該当すると考えます。土地改良区は決済済みです。 番号2、譲受人は***を行う業者で、事業拡大により駐車場や資材置場が不足するため、隣接地を購入し転用したいという申請です。申請地は農業振興地域の農用地外で、住宅が連坦する区域にある第3種農地に該当すると考えます。土地改良区は決済済みです。 番号3、譲受人は申請地周辺の宅地や雑種地を所有しており、現在それらの土地を***に賃貸しています。その会社から事業拡大により駐車場用地を増やしたいと依頼を受け、探したところ、譲渡人と話がまとまったので申請されました。譲受人自身が整備をし、完成後に会社が借り受ける計画です。申請地は農業振興地域の農用地外で、集落に近接し、農地の集団規模が10ha未満の第2種農地に該当すると考えます。土地改良区は決済済みです。 番号4、譲受人は結婚して***に住んでいます。今後のことを考えて地元に戻ることにし、実家のそばに住宅を建てる計画をしましたが、既存の宅地だけでは敷地面積が足りないため、父の畑の一部を借りて建築したいという申請です。申請地は農地の集団規模が10ha以上あるため第1種農地と考えますが、集落に接続して設置される日常生活に必要な施設に該当するため、例外規定が適用されると考えます。農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 以上4件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で第58号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第58号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛

	成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第59号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第59号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号1は、***の南東約170mにあり、現場は農業用倉庫でありました。 番号2は、***の南約160mにあり、現場は駐車場でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、申請地には昭和45年頃に申請人の母が農業倉庫を設置しましたが、登記地目が田のままであることが判り、地目と現況を合わせるため申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で土地改良区は決済済みです。 番号2、申請地は、申請人の住宅周辺の田畑で、亡くなった父が昭和55年頃から駐車場や農機具庫として利用しており、この度農地を購入するにあたって農地台帳を確認したところ、登記地目が農地であることが判り、非農地申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 以上2件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。 以上で、第59号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第59号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第59号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第60号議案「農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第60号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号1は、***の南西約50mにあり、現場は畑でありました。 番号2は、***の北東約100mにあり、現場は宅地でありました。 。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、届出地は、届出人の自宅裏の畑で、***の裏にある農業倉庫を***のため移転することになり、届出をされました。届出地は農業振興地域内の農用地外で、土地改良区は区域外です。 番号2、届出地は、平成20年頃に農機具庫としてコンテナを設置し、昨年に隣接地で転用許可をとられた際に指導していた場所です。このたび3条申請にあたって始末書を付けて届出をされました。届出地は農業振興地域内の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 。 以上2件の届出については、「加東市農業委員会農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200㎡未満の農業用施設ですので、受理の要件を満たしていると考えます。 以上で、第60号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第60号議案「農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第60号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第61号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第61号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
農政課	1人目は、新規の農業経営改善計画の申請で、***の***さんです。営農類型は、現状でも令和10年度の目標でも稲作中心です。農業年間所得は、主たる従事者が2人おり、現状は1人当たり380万円で、令和10年の目標は510万円に増える計画です。年間労働時間は現状では1人あたり2,000時間で、令和10年では1,650時間を目標としています。生産品種は、山田錦、愛山、ヒノヒカリです。現状が1,270a、令和10年には1,500aに拡大を目標としています。生産方式の合理化に関しては、現状では、圃場の分散により非効率であるので、措置として農地中間管理機構を利用した規模拡大及び農地集約化を図ることを目標にしています。また、現状では人力による農薬肥料を2回散布していますが、農業用ドローンを導入することにより労働力の軽減を図り、規模拡大を目指します。経営管理の合理化に関しては、現状では、簿記記帳等の会計処理で、白色申告ですが、それらの目標・措置として、複式簿記による会計処理の実施、青色申告の実施、パソコンの簿記ソフトの導入が挙げられております。農業従事の態様の改善に関して、就業規則が未整備、休日が不定期、後継者の育成ができていないことが現状ですが、目標・措置として、就業規則を整備する、休日制を導入して毎週日曜日とその他週一日を休日とすることを挙げられています。その他の改善としては、機械設備が老朽化しているし、農業機械は新しいけれども農業GPSが機能化していないので長時間労働に対応していないので、農業制度資金や補助金を活用した機械設備の更新、新規導入機械の有効活用による経営規模の拡大を図ります。経営は***さんご夫妻と息子さんで構成されています。従事時間と雇用者は表のとおりです。農業用機械等の取得計画では、令和10年までにドローンの新規導入と田植機とトラクターの更新を挙げております。最後に収支計画です。大きくは山田錦と愛山の栽培の拡大で、5年後にはそれぞれ545a、700aを目標としています。ヒノヒカリは微増です。面積拡大により売上げ目標も増加します。3か年の平均と令和10年度まで収入目標を書いています。表の上の農業収入で下は農業経営費です。経費の他に機械を購入されるので、新規で減価償却費に記載

されております。令和10年の農業所得目標が1,020万円です。従事者2人で、一人あたり550万円になりますので、市の認定の年間農業所得の水準450万円以上を達成できる計画となります。

次に、***の***の更新の申請です。こちらは、***の集落営農組織です。法人化されており、***になっています。営農類型は、稲作、豆類、施設野菜を作られている複合経営です。令和10年においても同様の複合経営で実施されます。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、従事者1人当たりの年間所得が、現状の69万円から令和10年には520万円増加する計画になっています。1人あたりの労働時間が現状の2,200時間から令和10年には1,800時間に減少する計画です。生産されている作物は、山田錦、うるち米、いちご、黒大豆です。山田錦は現状1,497aから令和10年度には2,190aと大きく拡大される計画です。作業受託されており、757万円が目標が315万円です。苗販売が現状184万円が令和10年には160万円です。減少しているのは、作業受託ではなく、農地をすべて借り受けていく方向性になっております。農用地の現状はほぼ借入地です。農業生産施設については、ビニールハウスを拡大される計画です。作業所やトイレは、イチゴのビニールハウスを建てることよっての増設となります。続きまして、生産方式の合理化に関しては、おおむね農業機械は揃っていますが、乾燥調製施設において老朽化と能力不足により作業効率が悪い部分がある現状に対して、その原因となっている籾摺り機や籾搬送機を更新することが目標です。経営管理の合理化に関して、現状では、平成23年から現在の代表者が経営に携わっているが70歳を超えているので、目標・措置として、次の世代へスムーズに事業継承できる環境づくりをして引き継ぎを行うことにしています。また現状では事務所がないため会社の拠点もなく事務員もいませんが、目標では、拠点となる施設を作り、事務員をおいて合理的に管理ができるようにしたいということです。農業従事者の対応の改善に関しては、現状では営農が所有している土地建物は何もなくトイレすらないので、人を雇用できる環境ではないため、休憩所兼作業所・トイレ及び倉庫を新設する計画です。その他の農業経営の改善に関しては、これまでは会計士や労務士などに頼まず自力で処理していましたが、目標では、経営面などをアドバイスしてもらえ会計士に入ってもらいたい確かな判断ができるようにすることや、各種助成制度、制度資金等の効果的な活用により経営改善を図ることとしています。参考に、構成員と雇用者を記載しています。次に、農業用機械と取得計画です。いくつかの機械に更新計画があります。最後に令和6年から令和10年の収支計画です。大きくは、山田錦の経営規模の拡大を考えられています。現状が1,021aで令和10年に1,700aに増大しています。イチゴの栽培もビニールハウスを増やすことにより、拡大を考えられております。黒大豆も同様です。拡大計画によって収益の増加を図ります。令和10年の目標年間農業所得が1,561万3千円で、従事人数3名です

	ので、1人当たり520万4千円となっており、市の認定水準である450万円に達成できる計画です。 以上です。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第61号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第61号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第62号議案「加東市地域計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第62号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
農政課	今回、社地域2地区、滝野地域1地区、東条地域4地区で計7地区です。地域計画の概要につきましては、今回で3回目の説明になりますので省略させていただき、他地区と違う点や担い手が誰かというところが重要ですので、そちらを中心に説明します。 まず、家原地区の地域計画案をご覧ください。主要作物は山田錦です。農業を担う者として、***さんが上がっていますが、親の農業を引き継いで、今回新規就農を予定されている方で、耕作拡大を考えられています。また、コンバイン共同組合という刈り取り作業のみを受ける集落営農がごぞいます。そちらの目標地図をご覧ください。今後担い手が借り受ける範囲を決めた地図です。この集落営農は刈取のみの作業ですので、誰でもいいので預けたいという農地は***さんが借り受ける計画で目標地図を作成しています。 次に馬瀬地区の地域計画案です。地域内の担い手が2名、地区外に***の認定農業者の***が挙げられています。目標地図をご覧ください。地区内の農家さんの借り受け農地が水色と黄色の枠内です。大半を占めているピンク内が***です。 次に河高地区の地域計画案です。認定農業者が2名、一般の農家さんが2名いらっしゃいます。この4名が拡大を目指しています。また、麦作している集落営農が1団体あります。目標地図をご覧ください。

	さい。先ほどの4名で今後借り受ける範囲を設定しています。認定農業者の***さんと***さんで大部分を担う計画としております。***さんや***さんにつきましては、面積的には少ないのですが、拡大意向があるというところで、計画に名前を挙げています。 続いて、東条の横谷地区の地域計画です。横谷地区の担い手におきましては、大規模耕作者がいない状況ですので、地区内の10名の農家さんが農地を少しずつ増やして、農地を守っていく計画です。それぞれの耕作エリアは目標地図をご覧ください。10名ですので、他の地区と違って非常に細やかな割り振りとなっています。 次に、東垂水地区です。農業者は4名の計画です。割り振りは目標地図をご確認ください。 続きまして、松沢地区です。***が、松沢地区の農地を耕作していく計画です。***の企業ですが、代表者は松沢地区の方で、昔から農業をされており、日本酒を飲む施設を造るなど、山田錦の振興もされています。昨年に乾燥調製などの設備も備えられて、大規模な耕作を受けられる体制をとっています。目標地図をご覧ください。松沢地区で耕作できない農地は***が借り受けていく計画です。 最後に蔵谷地区です。4名の農業者が挙がっており、借り受ける範囲は目標地図をご覧ください。 説明は以上です。今後毎月こういう計画が出てくると思います。
議 長	ありがとうございます。何か質問ございませんか。
委 員	集約してあると思っていましたが、意外とそうでもないですね。
農政課	そうですね。やはり今まで耕作されていた農地を耕作したいという方が大半で、農地の交換までには進めない状況です。細かいことを言ったら水の入りなどで難しく、条件が合ったところから交換していきましようというところです。今後新しく借り受ける農地については、可能な限り、ある程度固めていく計画です。 保全管理のほかに、***さんは市民農園としての開放も確かしていたり、宅地の周辺の小さい農地で芋堀り大会などをしたり、収益のあがってこないようなことをされていて、保全管理ばかりではありません。
議 長	他に何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第62号議案「加東市地域計画に関する意見について」は、原案の

	とおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第62号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第63号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第63号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	P11から各筆明細です。1番からP12の11番は、賃貸借権の新規設定です。11番の法人は、今回初めて農地を借り受けされる一般法人で、解除条件付きで契約されます。鋳物で日本酒用の杯や銚子を作る関係で酒米の耕作に参入されました。***の法人ですが、社長は松沢の方です。法人の参考資料を机上に配布しています。 P12の12番からP13の19番までは、賃貸借権の更新です。 P13の20番と、P14の21番が、使用貸借権の新規設定です。 P14の22番からP16の43番までが、使用貸借権の更新です。 全体が、P10の集計表になります。賃貸借権の設定が19件、43筆、56,579㎡、使用貸借権の設定が24件、42筆、52,749㎡、合計43件、85筆、109,328㎡に利用権が設定され、2月29日に公告されます。 以上で、第63号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第63号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第63号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第64号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第64号議案を朗読～

議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	議案書の明細に頁の脱落がございましたので、第64号のみ別冊を配布しております。そちらをご覧ください。 農用地利用集積等促進計画につきましては、昨年4月の法改正により、利用集積計画に代わるものとしてできた制度で、各地区に策定した地域計画に基づき、ひょうご農林機構を介して利用権設定するものです。 P3からの各筆明細をご覧ください。1番からP6の22番までが使用貸借権の設定です。 次の23番から、P8の28番までが使用貸借権の移転で、最後の29番が賃貸借権の移転で、いずれも借人が交代するものです。 なお、地域計画が未完成の地区の農地についても、以前から機構に預けておられる農地や、相手は誰でもよいからと農地バンクに登録された農地は、促進計画扱いとなります。 今回の促進計画では、P2の集計表のとおり、賃貸借権が1件、4筆、1702㎡、使用貸借権が28件、83筆、139,125㎡、合計29件、87筆、140,827㎡に利用権が設定されます。 公告日は、5月1日の予定です。 以上で、第64号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第64号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第64号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第21号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第21号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。

事務局	番号 1、農地を分譲住宅用地に転用する届出を受理しました。 番号 2, 3、いずれも農地を一般住宅用地に転用する届出を受理しました。 これら 3 件の届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、1 番は 1 月 19 日付、2 番は 1 月 22 日付、3 番は 2 月 14 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 21 号のご説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続いて、報告第 22 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 22 号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	1 番と 5 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は自作されます。2 番から 4 番、6 番から次のページの 10 番までは、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借人を変更されます。11 番は、双方合意により無条件で 3 条賃貸借を解約し、解約後は、さきほど第 58 号議案の 3 番で許可いただいたとおり、転用されます。12 番は、双方合意により無条件で 3 条永小作権を解約され、今後転用の予定です。13 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、さきほど第 56 号議案の 7 番で許可いただいたとおり売却されます。14 番から最後の 22 番までは、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は中間管理を通して耕作者を変更されます。 以上で、報告第 22 号の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 続きまして、報告第 23 号「公共事業等による農地の転用について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 23 号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、国や県が農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。 今回は、***の***改修工事に伴う進入路のため、令和 9 年 3 月末まで農地の一部を一時転用し借用するものです。

	以上、報告第 23 号のご説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。届出書等については、完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。 次に「その他」に入ります。事務局から連絡事項があれば、説明をお願いいたします。
事務局	次期の農業委員と推進委員の名簿をお配りしています。年末から年始に募集をかけて、地区から推薦が出てきた方々の一覧です。農業委員は議会の同意が必要ですので、この候補者を 3 月の定例会で市長が提案して、議会で承認されると正式に決定します。推進委員は、農業委員会で委嘱するという形になっています。そのために選考委員会として、会長と副会長、農業委員 3 名で推薦書をチェックして決定していただくことになります。3 月定例会後に開催したいのですが、会長と相談したところ、地区ごとに決めていただくのがよいということになりました。社地区から内藤委員、滝野地区から太田委員、東条地区から柴崎委員でいかがでしょうか。また定例会後にご都合確認します。最後 4 月の定例会で皆さんに確認を取り、次の委員に文書発送することになります。3 月 4 日議会に挙がるまでは一応未定です。 先月お伝えした能登半島地震の義援金と、年末に入院された***へお見舞いを互助会から出しています。互助会の規定により、1 週間入院されるとお見舞いすることになっています。 最後に、活動記録カードの提出もよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和 5 年度第 11 回総会 2 月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 柴崎 彰孝

議事録署名委員 岸本 光
